

令和7年度

仕 様 書

業務名称 駒岡清掃工場自営線保守点検業務

札幌市 環境局 環境事業部 駒岡清掃工場

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

駒岡清掃工場自営線保守点検業務

2 業務内容

本委託業務は、駒岡清掃工場の安定した稼働を確保することを目的とし、自営線設備の円滑かつ継続的な運転を図るための点検・整備・清掃等を行うものである。

3 履行期間

契約の日から令和8年3月19日まで

4 履行場所

北海道電力ネットワーク株式会社 真駒内変電所（南区澄川4条11丁目）から駒岡清掃工場（南区真駒内129番地3）まで

5 設備内容

- (1) 66kV CET 150sq ケーブル 2回線(地中埋設 約5.0km)
(駒岡清掃工場～真駒内変電所)
 - (2) ケーブル管路 ϕ 150 2条
 - (3) マンホール 15基
 - (4) 専用橋 1橋
 - (5) 直線接続 16箇所（マンホール 15箇所、駒岡清掃工場共同溝内 1箇所）
 - (6) 終端接続 2箇所（駒岡清掃工場受変電室、真駒内変電所）
- 詳細は別紙1図面のとおり。

6 点検範囲

「5 設備内容」と同様（自営線埋設ルート上の舗装を含む。）

7 点検項目

別紙2「点検項目」のとおり。

8 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。また、受託者は業務全体の品質・安全確保のための委託者との打合せ、他工事と

の調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等、全ての面において、主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

9 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和5年版建築保全業務共通仕様書による。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届の余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受付印が押印されている保険関係成立届、年度更新報告書等の法定書式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することを認めるが、その間現場での実作業は行えないものとする。

イ 業務責任者指定通知書 1部

ウ 業務責任者経歴書 1部

エ 業務日程表 1部

(2) 現場作業前に提出するもの(該当しない項目は除外可)

事前に委託者に提出のうえ、確認を受けることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、確認を受けるまで作業はできないものとする。

ア 安全管理体制表 1部

ア) 安全管理体制・安全活動計画

イ 施工管理 1部

ア) 履行(施工)計画書

① 連絡体制・履行体制表

② 資格者名簿(本業務に必要な資格)

③ 仮設・搬入計画

イ) 保守点検要領書

保守点検毎に手法、手順など詳細な作業手順書を記載すること

ウ) 立会項目一覧表

委託者の立会を要する項目と予定日時を記載すること。

ウ 品質管理 1部

ア) 測定機器一覧(使用予定測定機器の検査成績書及び校正履歴等の管理記録)

(3) 現場作業中に提出するもの

ア 作業日報 1部

(4) 業務完了時に提出するもの

ア 提出図書目録 1部

イ 保守点検報告書 1部

保守点検等に使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。

また、該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。

ウ 業務記録写真 1部

業務記録写真は、各保守点検の点検前、点検中、点検後を撮影し提出すること。原則として印刷物及び電子媒体の両方を提出すること。印刷物は両面カラーコピーとする。また、写真の整理は以下のとおりとする。

- ・写真は、有効画素数が100万画素程度から300万画素程度（1200×900ピクセル程度から2000×1500ピクセル程度）のデジタル写真とする。
- ・写真の大きさは、原則としてDSC（89×119）とする。
- ・写真はA4S版以内のファイルに整理する。
- ・プリンターはフルカラーで300dpi以上とする。
- ・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないものとする。

エ 試験成績表（各種測定表を含む） 1部

測定結果については、基準値及び許容値を併記し、良否判断が可能な構成とすること。

オ 業務完了届 1部

(5) 委託者が必要に応じて提出を求めるもの

名称及び提出時期は次のとおり。

ア 委託者との打合せ記録簿（打合せの都度） 1部

イ 異常報告書（速報） 1部

各種測定記録時に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合には直ちに速報を提出すること。

(6) 提出図書等の様式

提出する書類等の様式は、事前に委託者と打合せのうえ、確認を受けること。

2 検査に使用する測定器

(1) 検査に使用する測定器は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、委託者の確認を受けること。

(2) 測定器は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。

(3) 測定器は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。

- (4) 測定器を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。この場合も(1)同様事前確認を受けること。

3 適用法令

業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 電気事業法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) その他適用法令及び適用規格

4 業務条件

- (1) 保守点検時間について
平日月曜日から金曜日の9時～17時とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 駒岡清掃工場内入退出について
工場内への入退出場所・方法・時間については、委託者と調整し、確認を受けること。
- (3) 真駒内変電所内入退出について
変電所内への入退出場所・方法・時間については、北海道電力ネットワーク株式会社と委託者で調整するため、必要に応じて協力すること。
- (4) 基本的に2回線同時停電はできないため、停電が必要な場合は委託者及び工場運営事業者と調整し、1回線ずつ停電切替を実施した上で作業すること。当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

5 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 経歴書
 - エ 受託者との雇用関係を証明する書類等
- (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び委託者や工場運営事業者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に保守点検作業(資材・機材の搬入、仮設作業等を含む)が行われている期間に駐在することを示す。
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者又は現場代理人との工程調整を図ること。

6 業務担当者

- (1) 次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。

ア 第二種電気主任技術者

イ 第一種電気工事士

ウ その他関係法令等必要となる資格

7 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等を心掛けること。

- (2) 酸欠等作業場所

作業範囲には、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、法律等関係法令を遵守し事故防止に努めること。

- (3) 道路上での保守点検にあたっては、交通誘導警備員1人以上配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう、十分注意して実施するものとする。

8 服装等

業務関係者は、特記事項によるほか、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

9 委託者の立会

作業に際して委託者の立会を求める場合は、原則事前の申し出による。

10 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

11 その他

- (1) 作業は本仕様書に基づいて行い、部品等については明記のない場合及び汎用品を除き、メーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。
- (2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。
- (3) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

Ⅲ 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等
- (4) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 業務条件

履行期間中においても、ごみの受入れ及び焼却炉の運転は継続していることから、運転中の焼却炉等に支障のない方法で行うこと。

3 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに委託者に報告のうえ、処置方法を打合せし対処すること。

4 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

5 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については委託者と打合せして決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。
- (3) 業務の履行に際し、必要な諸官庁等への届け出や沿道対応を行うこと。
- (4) 駒岡清掃工場および自営線の電気主任技術者は、工場の運営維持管理業務の委託先である駒岡ハイトラスト株式会社から選任している。業務の履行に際し、駒岡ハイトラスト株式会社および電気主任技術者と調整等が必要な場合は、委託者を通して実施すること。